

# 創業のための資金融資にかかる保証料と利子助成制度について

産業環境課 内線 272・273

扶桑町では創業のための資金融資を受けた事業者を対象に、負担軽減と町内産業の発展及び振興を図ることを目的として、創業のための資金融資について保証料と利子の一部を助成する制度を創設しました。

種類	補助対象	助成額
扶桑町創業等支援資金 融資保証料助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○愛知県経済環境適応資金のうち創業等支援資金融資を受けた者</li> <li>○扶桑町内に主たる事業所を有する、又は有する予定の個人及び法人</li> <li>○融資に係る保証料を一括納付した者</li> <li>○町税等の滞納がない者</li> </ul>	保証料の全額（借換金額に相当する保証料は除きます。100円未満切捨て）
扶桑町創業等支援資金 融資利子補給助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○愛知県経済環境適応資金のうち創業等支援資金融資を受けた者</li> <li>○扶桑町内に主たる事業所を有する、又は有する予定の個人及び法人</li> <li>○融資に係る利子を納付した者</li> <li>○町税等の滞納がない者</li> </ul>	支払済利子12か月分（月額の上限は1万円で、100円未満切捨て）
日本政策金融公庫 融資制度に係る 利子補給助成金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○株式会社日本政策金融公庫から創業のために必要な資金融資を受けた者</li> <li>○扶桑町内に主たる事業所を有する、又は有する予定の個人及び法人</li> <li>○融資に係る利子を納付した者</li> <li>○町税等の滞納がない者</li> </ul>	支払済利子24か月分（月額の上限は1万円で、100円未満切捨て）

※いずれの助成金も4月以降に融資を受けたものを対象とします。

▼申込み・問い合わせ 産業環境課 産業グループ

## 総合体育館の利用料金が変わります

総合体育館 ☎ (93) 2441

平成29年4月1日より、「個人」で総合体育館を利用される方の料金が下記のとおり変更となります。

<変更前>

利用時間 利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
第1・2競技場 柔・剣道場 トレーニング室	100円	100円	100円	300円

※中学生以下は半額。幼児、60歳以上及び障害者は無料。



<変更後>

利用時間 利用区分	午前	午後	夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
第1・2競技場 柔・剣道場 トレーニング室	<b>1人1回1時間につき50円</b>			

※中学生以下は半額。幼児、60歳以上及び障害者は無料。